

荒尾・玉名地域オンライン企業紹介業務委託仕様書

1 件名

荒尾・玉名地域オンライン企業紹介事業

2 目的

コロナ禍における求職者が企業の情報を得る機会が減少している中、高校の就職を希望する生徒及び進路指導者等に対して、荒尾・玉名地域の企業情報に触れやすくするため、オンラインを活用した企業情報を発信する。そのことにより地元就職への意識付けを図り、地元企業の人材確保を支援する。

また、企業側も新たな自社の魅力をアピールする場が創出され、プレゼンのスキルアップにより、マッチングの実現を図っていく。

3 委託期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

4 業務内容

- ① 定住自立圏の専用WEBサイトを構築し、企業情報を掲載する。
- ② 企業情報は、会社概要及び企業が自ら用意した2分以内の紹介動画（内容自由）とする。
- ③ 掲載した情報をLINEの玉名圏域定住自立圏公式アカウントから1日2社ずつ配信する。
- ④ 県が作成する「あらたま就活本」の情報活用及び、媒体相互のリンクを行うものとする。

5 対象企業

予め募集した玉名市、玉東町、和水町、南関町、荒尾市、長洲町に所在する企業40社程度

6 専用WEBサイトについて

専用WEBサイトの構築については、企業ガイダンス等の開催記録を掲載し継続的に運用（更新作業等）が行えるものであること。

7 その他運営上の要件

- (1) 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底すること。
- (2) 実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- (3) 事業実施終了後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。
- (4) プロポーザルは、受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必要に応じて、玉名圏域定住自立圏商工分科会と協議を重ねながら実施計画を作成することとし、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

8 成果品

納品場所 〒865-0025

熊本県玉名市高瀬290番地1 玉名商工会館2階

玉名圏域定住自立圏 商工分科会事務局（玉名市商工政策課 担当：神永、作本）

- (1) 報告書
 - ・内 容：本委託業務により実施した業務実績
 - ・数 量：印刷物 2 部及び電子データ
- (2) その他、当該事業で作成した制作物など
 - ・数 量：各 2 部
- (3) 業務完了報告書
 - ・内 容：本業務により実施した完了報告書（本市様式）
 - ・数 量：印刷物 2 部及び電子データ

9 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、玉名圏域定住自立圏商工分科会の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

- ① 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに玉名圏域定住自立圏商工分科会に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。
- ② 玉名圏域定住自立圏商工分科会は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- ③ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

玉名圏域定住自立圏商工分科会は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、前述の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に玉名市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。